

奥州こおり宿楽市楽座 with 盆フェス
事業業務委託仕様書

令和8年4月7日

福島県伊達郡桑折町

1 仕様書の目的

本仕様書は、桑折町（以下、「甲」という。）が委託先事業者（以下、「乙」という。）に委託する「奥州こおり宿楽市楽座 with 盆フェス」に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 委託業務名

「奥州こおり宿楽市楽座 with 盆フェス」事業業務委託

3 事業目的

交流人口の拡大と中心市街地活性化を目的として、福島県（桑折町）を始め宮城県・山形県などの近隣県を代表する飲食や伝統芸能などを町内に集めることにより、当時の桑折宿のような地域を超えた賑わいを再現する。

なお、令和8年度は、地域の伝統行事である盆踊りをテーマとすることで、交流・賑わい創出並びにシビックプライドの醸成を図る。

4 委託業務期間

委託契約締結の日から令和8年12月28日までの期間

5 委託業務の概要

本業務は、「奥州こおり宿楽市楽座 with 盆フェス」（以下「イベント」という。）の実施にあたり、運営・管理を始め、イベントを構成する詳細企画（以下「コンテンツ」という。）の企画・運営、会場の設営・撤去、当日の運営等を一体的に行う業務とする。

6 「奥州こおり宿楽市楽座 with 盆フェス」開催概要

① 事業日時

令和8年8月29日（土）15:00～20:30

② 事業実施会場

桑折町役場敷地内（福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22-7）

③ 主催

桑折町

④ 概要

別添「奥州こおり宿楽市楽座 with 盆フェス企画（案）」のとおり。

7 委託業務内容

委託業務の主な内容は、下記のとおりとする。

(I) イベントに係る全体運営・管理業務

イベントの実施に向けた各業務についての開催までのスケジュール及び計画書、会場レイアウトを作成すること。

なお、甲と協議の上、実施運営マニュアルについても作成すること。

(II) コンテンツ企画・運営業務

甲と協議の上、甲が提示する「奥州こおり宿楽市楽座 with 盆フェス実施企画案」内のコンテンツ企画案（以下「コンテンツ企画案」という。）に沿って、各コンテンツの内容を企画し、実施に必要な物品の調達、出演者、出店者及び協力団体等の調整、イベント当日における各コンテンツの運営、会場管理を行うこと。また、実施にあたって、必要となる物品などの経費については、乙の負担とすること。ただし、大幅に変更等が生じる場合は別途協議することとする。

ア イベントの全体企画

- (1) 町内外から多数の方が来場し、幅広い世代による交流が促進されるイベントにすること。
- (2) 当時の桑折宿の再現を意識した、会場作りやコンテンツ企画を実施すること。

イ ステージ

- (1) 甲と協議・協力の上、内容を企画し実施すること。
なお、出演者数は、司会進行者を含め3組程度準備すること。
- (2) 出演者の選出にあたっては、当時の桑折宿の再現という観点を考慮して選出すること。
- (3) 出演者と必要な連絡調整を行うこと。
- (4) タイムスケジュールを含む詳細な進行台本を作成すること。

ウ 体験コーナー

- (1) ファミリー層を意識した企画を実施すること。
- (2) 会場の雰囲気合った企画とすること。
- (3) 当日は、適切な管理を行うこと。

エ 出店

- (1) 当時の桑折宿の再現の観点から、宮城や山形など近隣県のご当地グルメや特産品ブースの手配を行うこと。
- (2) 夏祭りをイメージした露店の出店手配を行うこと。
- (3) 乙は、甲と協議の上、出店申込書を作成すること。なお、町内事業者や他イベントにおいて、甲と係わりのある事業者については、甲が募集告知を行うこととする。
- (4) 出店の取りまとめ、連絡調整、会場内の配置、運営上必要な届出、設備等の整備、会場の設営、当日の運営・管理を行うこと。

オ 盆踊りの実施

- (1) 盆踊り企画については、安全面に最大限に考慮しながら老若男女が楽しめるよう従来の盆踊りに「進化系BON踊り」も加えた構成とすること。
- (2) 会場内に櫓を設置すること。
- (3) 多数の方が参加し踊りたくなる仕掛けづくりを行うこと。
- (4) 浴衣や仮装での参加を促す仕掛けづくりを行うこと。
- (5) 歌い手、太鼓、囃子等の必要となる人や物を手配すること。

カ 会場の設営、管理、撤去

- (1) 会場設営は、前日8月28日（金）から順次行うこととし、撤去については、イベント終了後から8月30日（日）までに行うこと。
- (2) 会場設営・撤去を行うとともに、来場者が安全かつ快適に来場できるように適切な維持管理を行うこと。
- (3) 会場装飾、会場看板などの制作・設置、撤去並びに必要な音響、照明などの設置、撤去を行うこと。
- (4) 会場設営にあたっては、テント、テーブル、椅子などの資機材や回線等の準備物、各ブース、スタッフ費用を含むものとする。なお、テント、テーブル、椅子などは、甲の所有するものを活用することもできることとする。
- (5) 設置の際は、雨天時や強風時の対策を行うこと。

キ その他

- (1) 企画・運営委員の会議（以下：運営委員会）に参画し、甲並びに運営委員会と協力して、企画・運営を行うこと。
- (2) 各種媒体等を活用した効果的な広報宣伝を行うこと。

- (3) イベント広報のためのポスターデザインについては、6月19日(金)までに作成し甲に納品すること。また、チラシデザインについても遅くとも、7月10日(金)までに作成し甲に納品すること。
- (4) 臨時駐車場を桑折町屋内温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ！」に設け、甲と協力して、シャトルバスを運行し、来場者の送迎を実施すること。
- (5) 関係機関(警察署、保健所)への届出、許可申請等を行うこと。
- (6) イベント会場(周辺・駐車場含む)の安全かつ円滑な運営を図り、会場内の警備・巡回、案内、誘導を行うため、甲と協力して、適正な人員配置を行うこと。
- (7) 業務の実施に関し、賠償責任保険等に参加すること。
- (8) 来場者へのアンケート調査を実施すること。
- (9) 事故や突発的なトラブル対策を講じた、緊急時対応マニュアルを作成し危機管理に配慮すること。

8 計画書

契約締結後、甲と協議のうえ以下の内容を含んだ事業実施計画及び、事業進行表を作成すること。

- ア 全体スケジュール(準備期間・広報時期等)
- イ 会場レイアウト
- ウ 進行台本
- エ 広報計画
- オ 電気・音響機器等の設置計画
- カ 廃棄物処理計画
- キ 実施運営マニュアル
(人員体制、配置図、配置スタッフ用説明資料作成含む)
- ク 緊急時、雨天時及び荒天時等の対応マニュアル
- ケ その他、イベント実施にあたり必要となる項目

9 提出書類

乙は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 着手届
 - イ 総括責任者通知書
 - ウ 事業実施計画書
 - エ その他、町が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

ア 実績報告書（正副本1部ずつ）

イ 本業務に関するデータ

ウ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

1 0 支払条件

甲は、本業務終了後、受託者が提出する実績報告書等の確認・検査等を適正に完了した後、業務に係る経費を支払うものとする。

1 1 業務の一括再委託の禁止

乙は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要とされる場合については、甲と協議のうえ業務の一部を委託することができる。

1 2 総括責任者

乙は、本業務にあたって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

1 3 業務の適正な実施に係る事項

(1) 経理処理等について

本業務は、福島県地域創生総合支援事業（サポート事業、県戦略事業）（以下、「総合支援事業」という。）を活用した事業であり、乙は交付金要綱（令和6年4月1日付け復本第1062号）、交付金実施要綱（令和6年4月1日付け復本第1062号）、交付金経理処理等マニュアルに基づき、適正な業務遂行、経理処理等を実施しなければならない。

(2) 個人情報保護

乙は個人情報を取り扱う場合には、桑折町個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うこととし、本業務により得られた個人情報を本業務の目的外で使用することはできない。

(3) 守秘義務

乙は業務上知り得た秘密を他に漏らすこと、自己の利益のために使用することはできない。

(4) 著作権の帰属

甲へ納入した成果物に係る一切の権利は甲に帰属する。

1.4 その他

- (1) 乙は、出演者、イベント参加者等との間に発生したトラブルについては、責任を持って対処すること。
- (2) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時協議により事業を遂行するものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。
- (4) 自然災害や感染症拡大及びその他予期せぬ事態により、甲は当該委託業務内容の全て又は一部を委託しないこともあり、この場合は、両者協議のうえ、乙は甲の指示に従うものとする。